第8回

町議会定例会

議案など26件を議決

第8回町議会定例会が6月7日㈪から11日㈮までの5日間で開催され、報告・議案など26件が議決されました。

提出された議案は、令和2年度一般会計、各特別会計補正予算の専決処分した事件の承認、繰越明許費繰越計算書など報告20件、令和3年度一般会計補正予算及び鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算など議案4件、人権擁護委員の推薦につき意見を求める諮問1件、地方財政の充実・強化を求める意見書案1件でした。

一般会計補正予算 1億3千万円増額

一般会計補正予算では1億3，343万円が増額されました。これにより一般会計の予算総額は65億3，669万円となりました。

主な補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として813万円、今年2月に発生した福島県沖地震による児童館や中学校、鏡石駅東西自由通路等の災害復旧事業として5，827万円などです。

固定資産評価審査委員を選任

吉田 賢司さん

固定資産評価審査委員会について、委員1名が任期満了につき退任されることから、議会に新任委員の選任について同意を求め、議決されました。新たに委員となった吉田賢司さん（不時沼）の任期は、7月1日から3年間です。

町長説明要旨

新型コロナウイルス感染症について、5月末に県独自の非常事態宣言が解除され、現在は若干の落ち着きを見せていますが、まだまだ予断を許さない状況が続いています。町民の皆様には基本的な対策である手洗いやうがい、アルコール消毒などを励行していただき、高齢者の皆様にあっては、かかりつけ医と相談の上、できる限りワクチンを接種いただき、個人の感染リスク低減はもとより、集団免疫獲得のためご協力をお願いしたいと思います。

健康福祉センター整備事業につきましては、基本設計業務が完了しました。今後は実施設計の業務を進めるとともにソフト事業の検討を行い、建設事業委員会などの意見を聞きながら、早期完成を目指して関係機関との協議等を進めていきます。

凍霜害については、4月に発生し、りんごや桃、梨などに被害がありました。町内の被害額は7，000万円と推計されており、町でも県の対策に歩調を合わせ、できるだけ早期に被害農家の支援対策事業を実施していきたいと考えています。

2月の福島県沖地震については、町にも被災者生活再建支援法が適用されたことにより、被災者の生活再建に向け県の基金を活用した支援金を支給するための受付をしています。また、被災者支援策として住宅応急修理制度を実施していましたが、「福島県と町による一部損壊の被災住宅修理事業」を追加し、住まいに係る支援をしています。

令和３年福島県沖地震に係る主な支援制度について

支援制度	受付期限	問い合わせ先
り災証明書・被災証明書	7月30日㈮	税務町民課　税務グループ　☎62-2114
被災者生活再建支援金（基礎支援金）	令和4年3月12日㈯	税務町民課　町民グループ　☎62-2112
被災者生活再建支援金（加算支援金）	令和6年3月12日㈫	
住宅応急修理制度（準半壊以上）	7月31日㈯	都市建設課　都市グループ　☎62-2116
一部損壊住宅修理事業	10月29日㈮	
被災家屋等の解体・撤去	7月30日㈮	健康環境課　環境グループ　☎62-2115
災害援護資金貸付制度	8月31日㈫	福祉こども課　福祉グループ　☎62-2210

新型コロナウイルス感染症

65歳未満の方のワクチン接種について

町では現在、65歳以上の方を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種を進めていますが、65歳未満の方については今後、次のとおり進めていきます。

【接種順位】

① 高齢者施設等の従事者 → ② 基礎疾患等がある方 → ③ 教職員・乳幼児施設等の従事者 → ④ 55歳～64歳の方

※55歳未満の方については、ワクチンの供給状況等により段階的に実施していきますので、随時お知らせします。

【今後のスケジュール】

7月2日㈮	基礎疾患のある方、55歳～64歳の方へ町から接種券（クーポン券）などの発送
7月7日㈬	集団接種予約受付開始（Web予約システム・町コールセンターで予約） ※個別接種を希望される方は、接種券に同封のチラシをご参照ください。

Web予約システムのアドレス
https://jump.mrso.jp/073423/

スマートフォン等をご利用の方はこちらからWeb予約できます⇒

【高齢者施設等の従事者の優先接種について】

高齢者施設（高齢者福祉施設、障害者支援施設等）にお勤めの方で、施設で利用者と同時に優先接種を受けられない方については、申し出により町の優先接種を受けることができます。

希望される方は、町健康環境課（☎62-2115）まで電話でご連絡ください。

【基礎疾患等がある方の優先接種について】

基礎疾患等がある方が優先接種を受けたい場合は、事前に申し出が必要となります。

申し出をしていない方で、これから優先接種を受けたい方については、6月に全戸配布しました申出票を提出いただくか、町公式ホームページの回答フォームから申し出してください。

【教職員・乳幼児施設等の従事者の優先接種について】

町内の小・中学校及び幼稚園、乳幼児施設にお勤めの方については、住所地に関わらず鏡石町で優先接種を実施します。詳細については各施設を通じてご案内します。

町外の施設にお勤めの方についても、優先的に接種券の送付を行う予定ですが、原則としてお勤め先からのご連絡に基づき接種券を送付します。なお、施設所在地市町村で優先接種を実施する場合がありますので、詳細についてはお勤め先にご確認ください。

●**問い合わせ先**　●健康環境課　☎62-2115　●町コールセンター　☎0120-006-873